

No.5203

使用人が役員へ昇格したとき又は役員が分掌変更したときの退職金

【平成29年4月1日現在法令等】



法人が退職した役員に対して支給する退職金で

その役員の実務に従事した期間

退職の事情

その法人と同業種同規模の法人の役員に対する支給状況



等からみて相当であると認められる金額は、原則として、

その退職金の額が確定した事業年度において損金の額に算入する

1.法人の使用人が役員に昇格した場合の退職金

退職給与規定に基づき、使用人であった期間の退職金を支給
その事業年度の損金の額に算入

△未払金として計上した場合は損金の額に算入されない



使用人兼務役員が副社長や専務取締役など
使用人兼務役員とされない役員となった場合

使用人の退職金と計算されていても、退職以外の給与となる
次のいずれにも該当するものは、退職金として取り扱われる

- イ 使用人から使用人兼務役員に昇格した者で、昇格した時に使用人であった期間の退職金の支給をしていない
- ロ 支給した金額が退職給与規定に基づき、使用人・使用人兼務役員の期間を通算し、使用人の退職金として計算され、かつ、退職金として相当な金額であること

1.法人の使用人が役員に昇格した場合の退職金

退職給与規定を制定又は改正し、使用人から役員に昇格した人に退職金を支給することとした場合に、制定時に既に使用人から役員に昇格している人全員に使用人であった期間の退職金を制定時に支給し、損金の額に算入した場合

次のいずれにも該当するものは損金算入することができる

- イ 過去に、これらの人に使用人であった期間の退職金の支給をしていないこと
- ロ 支給した退職金が役員となった直前の給与の額を基礎とし、その後のベースアップの状況等をしんしゃくして計算される退職金の額として相当な金額であること



2. 役員が分掌変更した場合の退職金

- 以下のように、分掌変更によって役員としての地位や職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にある場合に退職金として支給したものは退職金として取り扱うことができる

△未払金に計上したものは原則として退職金に含まれない

常務役員が非常勤役員になったこと

常勤でなくても代表権や主要な地位にある場合は不可

取締役が監査役になったこと

監査役でありながら主要な地位を占めている場合や

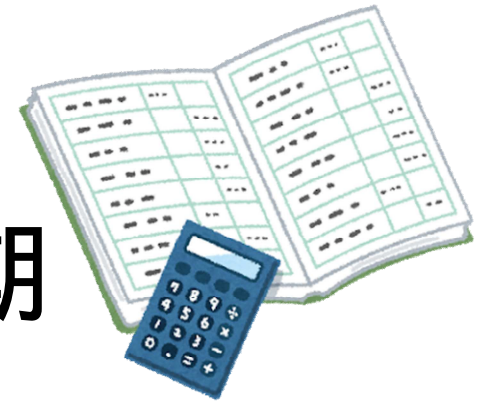
使用人兼務役員として認められない大株主の場合は不可

分掌変更後の役員の給与が50%以上減少したこと

分掌変更後も主要な地位を占めている場合は不可

No.5208

役員退職金の損金算入時期



【平成29年4月1日現在法令等】

- ・法人が役員に支給する退職金で適正な額のものには損金の額に算入される
- ・損金算入時期は株主総会等により、**退職金の額が確定した日の事業年度**
- ・法人が退職金を実際に支払った事業年度に損金経理をした場合、**支払った事業年度において損金の額に算入することもできる**

△退職金の額が確定する前の事業年度に取締役会で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合でも、未払金に計上した時点での損金の額に算入することはできない

△退職年金制度を実施している場合に支給する退職年金は、支給すべき事業年度が損金算入の時期となり、退職時に年金の総額を未払金に計上しても損金の額に算入することはできない

役職の順位

